

令和4年3月14日

一部委託業務への最低制限価格制度の試行導入について

指名登録業者 各位

嘉麻市長 赤間 幸弘  
(管財課 契約係)

日頃より、嘉麻市市政にご協力いただきましてありがとうございます。  
標記の件につきまして、複数の業者から著しい低価格入札と思われる業務について最低制限価格を設けてほしいとの要望を受け長期にわたり検討を行って参りました。国からもダンピング防止等の通達もあり、過剰な低価格競争により受注した業務で経営状況の悪化等が起こらぬよう配慮するため一部委託業務について試行的に最低制限価格制度の導入が必要であると判断いたしました。

対象業務と適用時期は以下のとおりといたしますのでご理解のうえ入札にご参加いただきますようお願いいたします。

試行導入期間・最低制限の計算方法等は変更になる場合がございます。

記

最低制限価格制度導入 委託業務

- ・ 日常清掃業務 令和4年度委託分（令和3年度内に入札を実施する業務を含む）
- ・ 定期清掃業務 令和4年度委託分（令和3年度内に入札を実施する業務を含む）
- ・ 施設管理業務 令和4年度委託分（令和3年度内に入札を実施する業務を含む）

ただし上記業務の内、ビル管理法対象となる特定建築物に伴う業務は対象外とする。

以上

問合せ先

嘉麻市管財課契約係

TEL 0948-42-7419